

令和元年度 第1回情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時 令和元年5月9日（木）
午後2時30分～
場 所 国保連合会会議室

出席委員 岡野委員（会長）、惣谷委員（会長職務代理者）
土井委員

事務局 小川事務局長、三栖次長兼会計管理者、堀畑総務課長、
村田業務課長、坂口総務班長、田井健康推進班長、
楠総務班主査

諮問案件 松尾和歌山県国民健康保険班長、
依 頼 元 北山和歌山県国民健康保険班主事

【会議の流れ】

- 1 開会 < 14:30 >
- 2 事務局長あいさつ
- 3 審査会委員の紹介
- 4 事務局職員の紹介
- 5 議題（事務局進行）
 - （1）情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について
- 6 会長に岡野委員が就任、会長職務代理者に惣谷委員を指名
- 7 会長あいさつ
- 8 議題（会長進行）
 - （2）和歌山県が実施する医療費等分析事業へのレセプトデータ及び健診情報の提供について【諮問案件】
 - （3）その他
- 9 閉会 < 15:20 >

【議題要旨】

- （1）情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について

【事務局】

会長選出（委員の互選）方法について委員からの提案を確認

【委員】

事務局一任の発言あり

【事務局】

事務局案として会長に岡野委員を提案

【各委員】

異議なし

◎岡野委員が会長に決定

【会長】

会長職務代理者に惣谷委員を指名

◎惣谷委員は会長職務代理者に決定

(2) 和歌山県が実施する医療費等分析事業へのレセプトデータ及び健診情報の提供について【諮問案件】

【事務局】

事前配付資料の「和歌山県が実施する医療費等分析事業へのレセプトデータ及び健診情報の提供について」に基づき、事前の概要説明より詳細な内容を説明

【委員】

和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第5号の事務の目的については、「公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる」に該当すると考えられることから、和歌山県への外部提供は妥当であるとの見解を述べた。

【委員】

情報提供の運用面として個人情報が必要以上に外部に出ないというような措置がどれだけ取られているのかという問題が残っている。こちらから提供する情報についてこういった形で提供されるのか。

【依頼元】

提供いただくデータは、一旦CSVの形で県が提供を受ける。受託業者へは、主にセキュリティ便を用いて郵送するので、セキュリティ管理をしっかりした状態で引き渡す。契約の際に第三者への再委託を禁止しており、受託業者からの外部への漏洩は考えられない。

【委員】

CSV化をしたものを、郵送ということになるのですか。

【依頼元】

CD-ROM等の電子媒体で郵送する。県の方もCSV化したCD-ROMを金庫内で保管する。課内も施錠できるし、さらに金庫内でも保管しますので、厳重な管理を行える。

【委員】

課内での保管に関しては、金庫のカギは管理者のみしか使用できないとかの取り決めがあるのか。

【依頼元】

金庫のカギに関しては、課長が管理するので、課長を経ないと金庫を開けることができない。

【委員】

この事業について、分析等の委託先は決まっているのか。

【依頼元】

4月にプロポーザル方式で、400余りの自治体との実績がある業者に決まりました。この受託業者は、プライバシーマークの認証を取得しており、その点でも、個人情報を適正に取り扱える。

【委員】

仕様書に書いてあるISMS適合性評価制度の認証を取得しているのか。

【依頼元】

同等の評価制度の認証を得ている。

【委員】

業者の所在地は。支店は関西及び和歌山にあるのか。

【依頼元】

東京の五反田です。支店はありません。

【委員】

CD-ROM等電子媒体を東京へ郵便によるやり取りになるのか。

【依頼元】

そのとおりです。

【委員】

国保連合会から県がデータをもらって委託して分析してもらうのではなく、国保連合会へ予算をつけ、直接分析してもらうほうがよいのではないか。

【依頼元】

国保連合会は、医療レセプトに関しては、国保・後期高齢者の分、介護レセプト及び健診情報をもたれているが、そのほかにも介護の認定情報等も入れて制度一体の分析をする過程で、各データを同一人へ特定し紐づけする必要がある。認定情報に関しては国保連合会にはないので県で一括し

てデータを集める必要がある。分析に関しては、膨大なデータであるため、ノウハウを持っている専門的な業者に委託する。

【委員】

介護認定の情報は、県が持っているのか。

【依頼元】

市町村が持っています。

【委員】

そういう情報は、市町村へおなじような手続きを経て、提供を受けるのか。

【依頼元】

第三者委員会や市長の同意のもとでデータを得ます。

【委員】

運用面では、本人の権利利益を不当に害するという事は絶対ないのか。漏洩することはないのか。

【依頼元】

基本的に分析を行うところは認証を受けた業者がし、会社の信頼問題もあるので、個人情報の取扱いに関しては、特に気を使っているため個人情報の流出は考えにくい。

【委員】

県から業者へのデータの受け渡しの方法ではセキュリティ面が出来ていないのであれば、委託をやめることになるが、広域連合から県へ対しての情報を提供するときにはどのような方法で渡すのか。

【事務局】

C S V 化したデータを C D ロム等へ焼き付け、国保連合会が市町村分と一緒に県に渡す。

【依頼元】

かなり近いので受け渡し方法は、手渡しとなる。

【委員】

この事業については、各市町村の方も情報提供が必要であるが、各市町村でも個人情報の審査等が必要であると思われるが、現状はどうか。

【依頼元】

約半数の 15 市町村ぐらゐは、広域連合と同様の審査会を開いた上でご了承いただけるかどうか審議をさせていただいている状況である。おおむね 5 月中には審議が行われ、提供していただけるかどうか判断してもらえます。なお、この事業は、広域連合及び市町村すべてからのデータ提供が前提となっているので、揃わないと事業が取り止めとなる可能性がある。

【委員】

審査会をしない市町村はどうするのか。

【依頼元】

審査会を経ずに、首長決裁でデータの提供を受ける。

【委員】

5月中にすべてのデータの提供を受けられることになるのか。

【依頼元】

そうなることを望んで事業を進めている。

【委員】

審査会をしなければならぬと条例で決まっているのにしないのはどうか。

【依頼元】

条例の中で必要と認められるときは、審査会を開かずに提供することができるという条文があるので、それを適用して開かずに首長決裁で提供に同意する。

【委員】

了解を得た後、国保連合会からのデータの提供となるのですが、直接国保連合会から業者へ渡すことになるのか。

【依頼元】

一旦、県に国保連合会からデータをいただき、県の方から業者へデータを提供する。

【委員】

国保連合会から生のデータを渡すので後の加工等の段階で業者が匿名化加工をするのか。

【依頼元】

生のデータと匿名化したデータを国保連合会から県の方に提供いただく。

【委員】

国保連合会に確認すると、広域連合のデータは、1,200万件分のデータを県へ渡すということになる。

【委員】

広域連合には、介護データはないのでそれを除いたデータを提供すればいいのか。

【依頼元】

申し訳ございません。そのとおりです。

【事務局】

補足しますと、匿名化されたデータとそのままのデータとを2つ作りそのままのデータは県が金庫で保管し、匿名化されたデータを業者に提供する

形で個人情報の漏洩が極力防ぐように進めていきたいと県から説明を受けている。

【委員】

いろいろな過程があると思うので、それぞれの過程で個人情報が漏洩されないようにという施策をとっていただきたい。

【委員】

最後に、必要以上の個人情報を提供すると本人の権利利益を不当に侵害するということになってしまうので、念のため、情報の紐づけを行う必要があるのも同一人と特定する個人情報が必要になるという理由について確認させていただきたいのですが、個人情報を開示するのは、名前、年齢、住所、生年月日になるのか。名前と生年月日だけで、個人の特定が可能であれば、住所までの開示は必要ではないのではないのか。年齢も同じで名前も同じであれば、住所で特定するという事で、住所情報の開示が必要であると考えていいのか。

【依頼元】

その可能性もありますが、分析を行う際に住所を特定しないと市町村ごとの地域差の分析ができなくなる。さらに市内のどの地区に居住している方がどういう傾向があるのかが分かれば、地区ごとの対策を検討することができるので、分析を更にち密なものにするために住所は必要である。

【委員】

年齢ごとの統計とかも取られる予定があるので、年齢及び生年月日が必要であると考えていいのか。

【依頼元】

そのとおりです。

【委員】

業者に渡すデータのどの部分を匿名化するのか。

【依頼元】

氏名と住所の番地以降及び生年月日のうち日を消します。被保険者番号を別の文字列に置き換える。更に、システムの中で振られている個人番号を別の文字列に置き換える。

【委員】

最終的に分析をし、得た成果を開示する内容は、個人を特定した分の成果も市町村等へ提供するのか。

【依頼元】

各市町村にこちらからどういう傾向でどういう疾病が増える可能性があるのかという成果物を渡すが、そういった結果を示したときに、市町村か

らどういった人が特にリスクがあるのかとの問い合わせがあったときに、ハッシュ化したデータと生のデータを突合することによりこの方ですとお伝え出来ます。

【委員】

基本的には、成果物を返すときに、個々の個人の情報を返すことは考えていないが、今後市町村が詳細に分析したい場合は、県に問い合わせがあれば個人的なデータを提供すると考えていいのか。

【依頼元】

市町村の依頼があれば、個々に対応します。

【委員】

参考に、こういう分析は全国で和歌山県が初めてであるか。

【依頼元】

介護データを含めた分析に関しては、余りないと言われている。

【会長】

本審査会として本件に係る個人情報の提供については、個々の段階で十分配慮をいただくということで、妥当であると認めます。また、事務局から答申について、案があれば提示をお願いします。

【事務局】

答申案を提示して内容を読み上げて説明

【会長】

答申内容について、この案のとおりでよろしいですか。

【各委員】

文書番号に誤りがありますが修正をすれば、これでいいです。

(3) その他

特に案件なし